

平成24年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第106号	宝塚市防災会議条例及び宝塚市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月12日
議案第107号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第108号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第109号	宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第110号	平成23年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第111号	平成23年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第114号	財産（災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第115号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第116号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第117号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第118号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第119号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第120号	市道路線の全部廃止について	可決 (全員一致)	
議案第121号	市道路線の一部廃止について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成24年 9月 5日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
(◎は委員長、○は副委員長)

② 平成24年 9月12日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
(◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成24年10月 3日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第106号 宝塚市防災会議条例及び宝塚市災害対策本部条例の一部を改正する
条例の制定について

議案の概要

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

[宝塚市防災会議条例] 災害対策基本法の改正に則して、宝塚市防災会議の所掌事務及び委員構成の一部を変更しようとするもの。

[宝塚市災害対策本部条例] 災害対策基本法の改正により、同条例で引用する法律の条文にずれが生じたため、所要の整備を行おうとするもの。

論 点 1 条例改正に伴う影響について

<質疑の概要>

問1 宝塚市防災会議の開催頻度は。

答1 年1回、毎年5月に開催している。

問2 条例改正により、宝塚市防災会議のメンバー構成に変化はあるのか。

答2 女性の参画や意見の反映が法改正の背景にある。現在、女性は、会長である市長と34名の委員中2名。今後は女性が増える可能性はある。

問3 宝塚市防災会議は市長の諮問機関となったが、自らが会長になっている同会議に諮問し、答申するのはおかしくないのか。

答3 法律上は市町村防災会議の長と行政機関の長は別個の主体となっている。国や県においても同じ枠組みとなっており、特に問題はない。

問4 宝塚市災害対策本部の設置基準は。

答4 次の5項目のいずれかに該当した場合、設置される。

①市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。

②市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。

③市を含む地域に気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水等の注意報または警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。

④東海地震に係る警戒宣言発令の報を受けた場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。

⑤その他、市長が本部を設置し総合的応急対策を実施する必要があると認めたとき。

問5 平成24年度の本部設置回数は。

答5 本年度は設置していない。平成7年度から平成23年度までで8回設置している。平成14年3月の長尾山林野火災や平成16年10月の台風23号の上陸時に設置している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第107号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚山手台地区及び中山桜台1丁目地区における地区計画の都市計画の変更にあわせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地又は用途に関する事項等の制限を建築基準法第68条の2の規定に基づき、当該地区計画区域内における建築物の制限として変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 条例改正に伴う影響について

<質疑の概要>

問1 宝塚山手台地区の開発が完成すれば、最終的にどれくらいの住宅地ができるのか。また、現在その進捗は。

答1 開発計画の人口は11,682人、1戸あたり3.6人という設計で住宅戸数は3,246戸。現在の進捗は47%。

問2 宝塚山手台地区は幹線道路が1本しかない。将来的に住宅開発が進めば交通量の増加が見込まれるが、大丈夫か。

答2 同地区内の通行については問題ないと思われるが、阪急山本駅周辺からのアクセス道路に課題があり、混雑が見込まれる。今後、阪急山本駅周辺のクランク形状の道路、生活道路、山本大野線等をどのようにコントロールしていくか検討している。

問3 条例改正に関して住民への説明は。

答3 対象地の所有者は事業者で、十分協議を行っている。事業者から土地購入者へ説明がなされていくと考えている。

問4 今回用途変更した地域は、ニュータウン内の近隣センターの役割を担っている。しかし、近年、住民ニーズに合わなくなった近隣センターは、そのあり方が検討されており、千里ニュータウンでは画一的なものではなく特色付けが必要と言われている。宝塚市では今後の近隣センターのあり方について、どのように考えているのか。

答4 昭和40年代、50年代の開発計画では、ニュータウンの中央部を近隣商業地域にして商業機能を集約し、周りから買い物に行くという形であったが、そういった形は寂れてきており、住民ニーズに応じきれなくなってきた。

当該地は、長い間、商業の土地利用はなされていなかった。今回、現状を踏ま

えて近隣商業地域から第1種住居地域に変更している。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第108号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が施行されることに伴い、電気を動力源とする自動車等の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 条例改正に伴う影響について

<質疑の概要>

問1 国の示す急速充電設備の設置目標は。

答1 国のエネルギー基本計画では、2020年までに急速充電器5千基の設置が掲げられている。設置は任意であり、官公庁の敷地内にも急速充電設備は設置されるが、多くはコンビニや大型店舗、ガソリンスタンド等、民間事業者の設置による。

問2 急速充電設備の新規設置をどのように把握するのか。

答2 設置について届出の義務はない。事前相談や関係団体のチャデモ協議会などから情報を得る。多くが店舗等の敷地内に設置されているので、防火対象物の査察時に設備の把握を行っていく。

問3 市内で既に設置されている1台の急速充電設備については、この設置基準に合致しているのか。遡及適用はないのか。

答3 現場を確認したところ、新規に義務付けとなる「急速充電設備」と記した標識の設置がなかったため、設置店舗に申し入れを行った。遡及適用はない。

問4 今後、急速充電設備の機種が増加することが見込まれる。多機種を点検していく対応は。

答4 現在、42社94機種が認定を受けている。製品自体はパッケージだが、設備の機能や安全装置等、点検に対応できるよう消防職員の研修を行う。

問5 急速充電設備の新規設置に備えた、条例の周知徹底は。

答5 市内で設置が想定される68対象物に対して、周知文書を発送する。ホームページでも広報する。

問6 個人でも設置できるのか。

答6 設置は可能だが、機器本体で100万円を超え、設置工事費もかかる。電気主任技術者を置くことになり、個人では設置されないのではないか。

問7 市内の今後の急速充電設備の設置予測は。

答7 普及予測は立てられない。現状は、店舗等で付加価値的な位置づけで設置されている。パーキングエリアやサービスエリアに多く設置されていると聞く。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第109号 宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市上下水道事業審議会からの答申を受け、小口径メーターの基本水量制を廃止し、基本料金と従量料金からなる料金体系に変更するため条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 料金の妥当性について

<質疑の概要>

問1 近隣他市との比較で、本市の水道料金はどのような水準にあると考えているのか。尼崎市、伊丹市に比較すると高いが。

答1 現状でも安い方に入ると考えている。尼崎市や伊丹市は平地で、本市には山麓部があり市域の状況が異なる。今回の料金体系の変更でさらに安くなり、阪神間では安い方と考えている。

問2 完全従量制に見直す考えはなかったのか。

答2 基本料金と従量料金を合わせた料金体系で事業が成り立っており、全額従量制を取ることは難しい。

論 点 2 条例改正に伴う影響について

<質疑の概要>

問1 料金体系の変更に伴う減収分、年間2,500万円への対応策は。

答1 職員減や再任用職員の活用による人件費の削減など、経営努力で吸収する。

問2 以前から「もう削るところはない」との説明を受けており、減収分を経営努力で吸収するとの答えには違和感がある。

答2 もう削るところはないとの認識ではなく、再任用職員の活用や営業部門の委託化を検討したい。

論 点 3 上下水道事業審議会の答申について

<質疑の概要>

問1 分担金収入を収益的収入として取り扱っているが、将来発生する設備更新に充てる考えはないのか。

答1 収益的収入に参入しないと2、3億円の赤字となる。起債をやめて分担金でまかなうという考え方もあるが、直ちに実施に移す状況ではない。

問2	分担金はどのような制度として運営されているのか。
答2	宅地開発に伴う拡張分担金、給水装置新設時の口径分担金、一部のマンションで該当するその他分担金等があり、分担金の支払いは1度だけとなる。大規模開発があれば、分担金が増加する。
問3	今回の料金体系の変更が、将来の値上げを引き起こさないか。
答3	変更は、料金体系の構造を変えようとするもので、結果的に値下げとなる市民があるが、値下げを目的にしたものではない。公平性の観点から見直し、原価に合わせた料金体系となる。
問4	この時期に料金体系を変更することに合理性はあるのか。水道局の現状からすると、数年遅らせ、水源確保等の問題を解決した時期に変更するのが経営的判断ではないか。
答4	今の時期でないと絶対にいけないということはない。変更のタイミングとしては、水道料金全般の改定にあわせるのが好ましいという考えがあるが、将来、改定の見込みもない。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第110号 平成23年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成23年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

平成23年度末の給水人口23万3,790人、年間有収水量2,393万2,545立方メートル、有収率95.2パーセント。

収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額44億3,210万1,601円、支出総額43億9,309万7,463円で、差し引き3,900万4,138円の黒字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、1,846万3,070円の純利益となった。

資本的収支は、収入総額1億8,247万2,194円、支出総額13億2,057万5,228円となり、差し引き11億3,810万3,034円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

論 点 1 財務指標等数値の推移について

<質疑の概要>

問1 固定資産明細書の数値で、当年度減少額に金額の記載がないにもかかわらず、減価償却累計額の当年度の欄で数値が計上されている項目があるが、この関係は。

答1 会計上、過去に正しく取り扱われていなかったものを正したもの。

問2 この費用を収益費用明細書でどのように取り扱っているのか。

答2 約1,000万円を特別利益として計上している。当年度純利益が1,800万円余あるが、この特別利益を除くと実質の利益は約半分になる。

問3 収益費用明細書にある他会計負担金1億6,100万円余の内訳は何か。

答3 一般会計繰入金3,900万円、上下水道局の人件費のうち下水道会計相当分、下水道使用料との併徴による費用である。

問4 収益費用明細書で給与、手当が減少しているのに、法定福利費が増加している理由は。

答4 社会保険料、共済組合等への負担金の上昇に伴うもの。

問5 宝塚市水道マスタープランの目標の進行管理として、業務指標（P I）を活用して評価を行うこととしているが、進捗状況はどうか。

答5 水道事業ガイドラインの業務指標（P I）は毎年作成し、今後の事業展開の課題をチェックしている。

論 点 2 今後の経営課題・見通しについて

<質疑の概要>

問1 毎年、施設の更新計画の提出を受けているが、耐震化や鉛管の更新は進んでいない。将来の水源を県営水道に頼りきったら、県営水道の値上げがあれば受け入れざるを得ない。危機管理としての独自の水源確保の観点も必要である。

答1 水源確保に要する事業費が見えてこず、管路更新の投資に踏み切れない。水源確保の見通しが立った段階で、更新を進める。

問2 随意契約が行われているが、浄水の方法は何十年も変わっていない。設備を設置した業者に、保守点検、維持管理、更新を随意契約で発注する必要はあるのか。水処理の仕組みはどこも同じで、他の業者ができないことはない。

答2 他の業者で対応が可能か、案件を抽出し検討する。

問3 水道管の耐震化や鉛管の更新は重要なことと考えているのか。その費用は水道料金で徴収するのか。料金を上げられないから耐震化が進まないではいけない。

答3 大事なことで、優先順位は高いが、莫大な費用がかかる。水道料金には国の補助が付かず、将来的には料金に反映せざるを得ない。

問4 給水原価 174 円が供給単価 153 円を上回っていることをどのように考えているのか。

答4 ここ数年原価が 20 円程度上回る状況にある。費用の削減か、あるいは収入増のための料金改定だが、それは行わない。費用面の圧縮で単価差を埋めていきたい。

問5 分担金収入の動向をどのように見ているのか。

答5 横ばい又は今後減少していくものと考えている。

問6 多くの企業債が発行されており、4%台、3%台の利率のものがある。借り換えはできないのか。

答6 平成19年に国において補償金免除の繰上償還の措置が講じられ、5%を上回る企業債を繰上げ償還した。現在は補償金免除の措置がなく、繰上償還にはリスクが伴う。

問7 給水停止を行う場合の基準はあるのか。

答7 3カ月以上未納で、滞納金額が10万円以上のあり、予告通知や各種相談にも応じてもらえないときに行う。文書送達や電話で連絡をとるよう努めている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第111号 平成23年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成23年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

平成23年度末の水洗化人口22万4,131人、年間有収水量2,390万4,529立方メートル、有収率90.2パーセント。

収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額38億4,387万5,698円、支出総額40億3,391万4,770円で、差し引き1億9,003万9,072円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、2億200万1,276円の純損失となった。

資本的収支は、収入総額21億535万3,571円、支出総額37億5,045万1,237円となり、差し引き16億4,509万7,666円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

論 点 1 財務指標等数値の推移について

<質疑の概要>

問1 固定資産明細書の無形固定資産の内訳は何か。

答1 施設利用権として流域下水処理場にかかる負担金と施設の減価償却、電話加入権、その他無形資産として平成23年度に整備したマンホール監視システムがある。施設の減価償却は定額法で耐用年数を50年としている。

問2 一つの庁舎で上水道事業と下水道事業の業務が行われているが、電話加入権は下水道事業だけに計上され、水道事業には記載がない。

答2 調査したかは聞いていない。今後、調査する。

問3 平成26年度から地方公営企業会計基準が見直される。借入資本金を負債に計上し、1年以内に返済期限が到来する債務が流動負債となる。現行の基準のままだと仮定すると、資金不足比率が20%を上回ることになり、経営健全化計画の策定義務付けとなる恐れがある。今後、対策が必要となるのではないか。

答3 バランスシート上、負債が膨らむ。将来的に資金不足となる恐れがある。

問4 企業債の繰上償還に取り組む必要がある。これまで28億円繰上償還されたところがあるが、今後も推進するには下水道事業だけの取り組みでは無理で、市の一般会計も含めた取り組みが必要となるが、市としてどのように考えているのか。

答4 繰上償還には、通常、補償金のペナルティーが発生するが、特例措置として利率5%以上の起債について補償金免除繰上償還が可能となった。借り換えによる

繰上償還に取り組んでいく。

問5 営業費用の総係費が前年度より増加している理由は何か。

答5 総係費に該当する職員数が増加したことと、職員にかかる負担金と料金併徴事務にかかる負担金の増加によるもの。

問6 汚水柵設置等の受益者負担金はどの項目で計上しているのか。

答6 資本的収入として工事負担金に合わせて計上している。

問7 水道事業で分担金は収益的収入として扱い、下水道事業で受益者負担金は資本的収入としている。どのような考え方によるものか。

答7 下水道事業の受益者負担金を含めた工事負担金は、建設改良に伴う費用と位置づけ資本的収入としている。水道事業の分担金は営業外収入として収益的収入としている。本来、建設改良にかかる費用ではないかとの指摘については今後検討していく。

論 点 2 今後の経営課題・見通しについて

<質疑の概要>

問1 総合計画で重要な汚水管路の耐震化を進めるとあるが進捗状況は。

答1 総延長510kmのうち7kmを重要な管路としている。総合計画ではこの重要な管路の耐震化率について、現状値11.5%を23%に上げることを目指すもの。昨年度に計画を立てており、今年度から耐震化に取り組む。

問2 キャッシュフローがショートする可能性があるがどのように対処しようとしているのか。

答2 平成23年度末のキャッシュフローは6億8,700万円。抜本的な改革が必要だが、当面の措置として起債の繰上償還について市財政課と協議していく。

問3 市全体で7億1,800万円の経費削減ができれば、繰上償還が認められるのでは。

問3 下水道事業単独では繰上償還は認められないが、市全体の取り組みの枠組の中で繰上償還が認められる仕組みとなっている。一般会計での行革効果があれば、一般会計と企業会計両方の繰上償還が可能となる。

問4 繰上償還の原資はあるのか。

答4 原資は借り換えで考えている。金利差が大きい。

問5 下水道事業単独ではどうもできない状況にある。下水道事業会計の状況はよくないことを見ただけでわかるよう市民に説明していかないといけない。債務超過という話があるが、市民に理解してもらわないといけない。

答5 局内で広報委員会を立ち上げている。厳しい決算状況であることを分りやすく広報していきたい。

問6 下水道事業会計を黒字化するには14%の値上げが必要となる。仮に1割の改定とすると、2回の改定が必要となる。上下水道審議会に、なぜ水道料金の値下げだけを諮問して、下水道料金のことを諮問しなかったのか。時期は別としても議論は早く始めないといけない。

答6 経営数値は指摘のとおりで、繰上償還でかなりの効果が出ているが、2、3年で頭打ちとなる。時期は未定だが、近々対応していきたい。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	認定（全員一致）
------	----------

議案番号及び議案名

議案第114号 財産（災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材）の取得について

議案の概要

救急業務の対応能力の向上を図るために災害対応特殊救急自動車を更新整備し、本市東消防署に配置しようとするもの。

取得金額は、3,391万5,000円。神戸市須磨区大池町3丁目1番1号、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所から取得しようとするもの。

論 点 1 財産取得の必要性・妥当性について

<質疑の概要>

問1 昨年度も救急自動車を更新購入したが、車両のスペックの違いは。予算ベースで昨年度より200万円増加している。

答1 車両のスペックは、昨年度オプションとしたものを標準装備とした。搭載する資器材については、気道確保用資器材のビデオ喉頭鏡や自動体外式除細動器のバックアップ機器を新たに追加している。予算増はこれに伴うもの。

問2 今回の更新で救急自動車の配備体制はどうなるのか。

答2 現状は保有する7台のうち5台を常時稼働し、2台を非常用と非常事態用として配備している。今回の更新車両を常時稼働させ平成25年度から救急隊を1隊増やし、計6台を常時稼働させる。

問3 救急自動車の購入に際し、国や県からの助成はあるのか。

答3 消防庁の消防防災施設等整備費補助事業により補助基本額の2分の1の額の助成を受ける。

問4 入札時に、第1回目で7者のうち3者が辞退し、再入札となった第2回目の入札で残る4者のうち2者が辞退した理由は何か。

答4 第1回目の入札時では1者が取り扱いができないとの理由で、もう2者が当日の交通事情で入札時間に来られない旨の連絡があり辞退となった。第2回目の入札で辞退した2者の事情はわからないが、第1回目の見積額より金額を下げられないと判断したためではないか。

問5 設計金額はどのように算出しているのか。通常、見積書を提出した業者が入札を辞退することはないと思うが、市場価格、設計額、予定価格の関係は適切か。

答5 ガソリン車を製造するメーカーはトヨタと日産の2社のみで、事前の参考見積

書は高額である。これに、これまでの購入実績や車両及び搭載する資器材の仕様を加味して設計額を算定している。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

- 議案第115号 市道路線の認定について
- 議案第116号 市道路線の認定について
- 議案第117号 市道路線の認定について
- 議案第118号 市道路線の認定について
- 議案第119号 市道路線の認定について
- 議案第120号 市道路線の全部廃止について
- 議案第121号 市道路線の一部廃止について

議案の概要

- (議案第115号～議案第119号) 新規認定をしようとするもの。
- (議案第120号) 代替道路が設置され、道路の機能が全部区間滅失したため、全部廃止をしようとするもの。
- (議案第121号) 代替道路が設置され、道路の機能が一部区間滅失したため、一部廃止をしようとするもの。

論 点 1 市道路線の認定の基準について

<質疑の概要>

- 問1 認定道路に歩道が含まれるが、歩道の具体的な認定基準はあるのか。
- 答1 開発ガイドラインではコミュニティ道路、緑道という歩道は別途協議としており、避難機能を備えたものなど、歩道にはさまざまな形態がある。また、歩道を設置する地形の問題もあり、明確な認定基準を作成することは困難である。なお、歩道の幅員は1.8m以上としており、人が安全に通行できるという観点をもとに、実情に即した形で指導している。

- 問2 認定路線市道4352号線は舗装がない歩道で、砂利道になっている。管理上も問題が生じないのか。
- 答2 隣接する市道577号線は河川沿いの里道があり、その一部を廃止し、機能回復するために、当該道路を設けられた。ほとんど人が通らない道路で、簡易な歩道とした。

- 問3 歩道を認定するための基準がない中で、市の道路認定審査会でどのような議論をしたのか。裁量権はあると思うが、一定の基準はあった方がよい。
- 答3 現場は必ず確認している。自然を残すという観点もあり、砂利舗装が適切として認めた。基準については、内規を充実させていきたい。

問4 住民から、砂利道をアスファルト舗装した歩道にしてほしいとの要望があれば対応するのか。

答4 住民のニーズがあれば、歩道整備を検討する。

問5 バリアフリーの観点から、歩道の勾配基準はあるのか。

答5 バリアフリーのガイドラインでは、勾配は屋外で5%、屋内では8%以内を目指すとなっている。

論 点 2 認定・廃止の妥当性・影響について

<質疑の概要>

問1 道路認定に関して、周辺住民との協議は行われているのか。

答1 開発事業においては、開発ガイドラインに基づき地域住民と話し合いを持つことが定められており、その際に道路形状の説明もしている。

問2 市道577号線について、代替道路が設置されて一部廃止されるが、上流側の残存部分をなぜ残すのか。

答2 残存部分は、民地への通行のために現に利用されている。下流側の廃止部分を市道として残す意見もあったが、幅員が狭く未整備で、河川に転落する恐れがあったため一部廃止とした。

自由討議

議員A 遊歩道については、自然を残すためにも、砂利道という考え方を取り入れてほしい。

議員B その時々裁量でなく、歩道についての基準が必要では。

議員C 歩道の基準については、内規を充実させるとの答弁があったので、今後の対応が見込まれ、裁量に偏りが出ないようになるのではないかと。

討 論 なし

審 査 結 果	議案第115号	可決 (全員一致)
	議案第116号	可決 (全員一致)
	議案第117号	可決 (全員一致)
	議案第118号	可決 (全員一致)
	議案第119号	可決 (全員一致)
	議案第120号	可決 (全員一致)
	議案第121号	可決 (全員一致)